

○芽室都市計画特別工業地区建築規制条例

昭和47年12月19日条例第41号

改正

平成5年3月29日条例第10号

芽室都市計画特別工業地区建築規制条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別工業地区における土地利用の適正化及び効率化を図るため、必要な建築物の建築の制限又は禁止を行い、もって地域住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用区域は、芽室都市計画特別工業地区とする。

(用語の定義)

第3条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(建築物の制限)

第4条 地区内においては、次の各号に掲げる用途に供する建築物を建築（移転を除く。）し、又は用途を変更して、これらの用途に供してはならない。ただし、町長が公益上やむを得ないと認め、又は地区の指定の目的に反していないと認めて、許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 別表に掲げる事業を営む工場
- (2) 住宅。ただし、地区内に立地する工場の管理人のための住宅を除く。
- (3) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿。ただし、地区内に立地する工場の所有に係る当該工場の従業員のための共同住宅、長屋、寄宿舎を除く。
- (4) 住宅で店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの
- (5) 図書館、博物館その他これらに類するもの
- (6) ボーリング場、スケート場又は水泳場
- (7) マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 この条例の施行の際（以下この条において「基準時」という。）、前条の規定の適用を受けない既存の建築物について、基準時以後においては、次の各号の定める範囲内で増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

(1) 増築又は改築が、基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における建築面積及び延べ面積の合計が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項及び法第53条に規定する割合を超えないこと。

(2) 基準時以後において、増築によって増加する延べ面積（増築する建築物が2棟以上の場合又は数回にわたって増築する場合においては、これらの増築によって増加する延べ面積の合計）は、基準時における延べ面積（同一敷地内において、2棟以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の12分の2を超えないこと。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反した建築主は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和48規則13号で昭和48年4月1日から施行）

附 則（平成5年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芽室都市計画特別工業地区建築規制条例の適用については、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第3条第3項第2号（新建築基準法第48条第1項から第12項までの規定に関する部分に限る。）、第48条（第13項及び第14項を除く。）、第49条、第86条の2、第87条第2項及び第3項（これらの規定中新建築基準法第48条第1項から第12項までの規定の準用に関する部分に限

る。）、第88条第2項（新建築基準法第48条第1項から第12項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第99条第1項並びに別表第2の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第3条第3項第2号（旧建築基準法第48条第1項から第8項までの規定に関する部分に限る。）、第48条（第9項及び第10項を除く。）、第49条、第86条の2、第87条第2項及び第3項（これらの規定中旧建築基準法第48条第1項から第8項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第88条第2項（旧建築基準法第48条第1項から第8項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第99条第1項並びに別表第2の規定によるものとし、この条例による改正前の芽室都市計画特別工業地区建築規制条例第4条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

- 1 法別表第2（ぬ）欄
- 2 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- 3 骨炭その他動物質炭の製造
- 4 羽又は毛の洗浄・染色又は漂白
- 5 骨・角・きば・ひづめの引割若しくは乾燥・研磨
- 6 れん炭・でん粉・ガラスの製造